

令和5年度 子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分) の実施について

1 概要

食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 支給対象者

次のいずれかに該当し、かつ、ひとり親世帯分の給付金を受給していない者

- (1) 「文京区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱」に基づいて令和4年度に支給された給付金（以下、「令和4年度給付金」という。）の支給対象者
- (2) (1)以外で、平成17年4月2日（特別児童扶養手当の支給算定の基礎となっている児童は平成15年4月2日）以降令和6年2月29日までの間に出生する児童を養育する者のうち、令和5年度住民税均等割の非課税者または令和5年1月以降に家計が急変した者

3 支給額

児童一人当たり5万円

4 申請区分

- (1) 申請不要 2の(1)に該当する者（以下「申請不要者」という。）
- (2) 要支給申請 2の(2)に該当する者

5 申請期限

令和6年2月29日（木）まで

6 支給方法

- (1) 申請不要者

区から案内を発送し、辞退の申し出がない場合、令和4年度給付金振込時に指定された口座に振込む。振込は令和5年6月上旬を予定している。

- (2) 要支給申請者

申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、翌月に指定口座に振込む。

7 周知方法

区報、区ホームページ、区SNS及び個別通知により周知する。

8 スケジュール

令和5年5月下旬	申請不要者への個別通知発送
6月上旬	申請不要者への支給 給付金制度の周知開始（HP、区報等）
7月	要支給申請者の受付開始、及び支給決定後順次支給
8月	児童手当受給資格者への個別通知発送
令和6年2月末	申請受付期間終了
3月末	口座振込手続き完了期限